

2020（令和2）年度 金沢市生産性向上技術導入促進事業費補助金について

1. 制度の概要

RPA 技術導入に加え、AI や IoT 等を整備し、業務の自動化や効率化を図るなど、中小企業等を支援します。あわせて、LPWA 技術を用いたシステムの導入を図る中小企業等を支援します。

2. 補助対象事業

次の各号に掲げる事業に対して補助金を交付します。^(注1)

- (1) PRA 技術を導入するとともに、AI や IoT 等用いた設備整備を行い、生産性の向上を図るものであって、自立性、将来性、新規性を有する事業（以下、「RPA 等導入事業」という。）
- (2) LPWA 技術を導入し、市民生活の向上や安全安心対策を進めるなどの事業（以下、「LPWA 導入事業」という。）

(注1) 同一事業内容で国、県、市、その他公的機関から補助金等、資金助成の交付及び交付決定を受けている事業は対象事業とはなりません。

3. 補助対象者

(1) RPA 等導入事業

- ・ 市内に主たる事業所又は生産施設等を有する中小企業者
- ・ 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人 **NEW**

(2) LPWA 導入事業

- ・ 市内に主たる事業所又は生産施設等を有する中小企業者
- ・ 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該団体の構成員のうち本市内で事業を営むものの数が、当該団体の構成員の数の2分の1以上を占める中小企業団体^(注2)

【参考】中小企業基本法による中小企業の定義

業 種	資本金又は従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5千万以下 又は 50人以下
サービス業	5千万以下 又は 100人以下

(注2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体又はこれに準ずると市長が認める団体をいいます。

4. 補助金額

(1) 補助率及び補助限度額

事業区分	補 助 率	補助限度額
RPA 等導入事業	補助対象経費の2分の1以内	300万円
LPWA 導入事業		500万円

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、以下の表に記載された PRA 等導入事業又は LPWA 導入事業に要するシステム（ハードウェア、ソフトウェア等）の導入に係る経費となります。

なお、本事業の対象経費として書類等により明確に区分できるものに限ります。

項 目	
①	RPA システム、AI・IoT システム、LPWA システム（ハードウェア、ソフトウェア）の本体費用・使用料（LPWA システムにあつては開発費用を含む。）
②	クラウドサービス導入にかかる導入費用、運用開始日（導入日）から事業実施期間に要するサービス利用料・ライセンス料・アカウント料
③	導入に付帯するソフトウェアインストール、RPA シナリオ構築、動作確認、保守・サポート、操作指導等の費用
④	業務分析などのコンサルティング費用
⑤	アンテナ・ゲートウェイ等の設置など基地局等の整備にかかる費用（LPWA システムに限る。）
⑥	その他、特に必要と認める費用

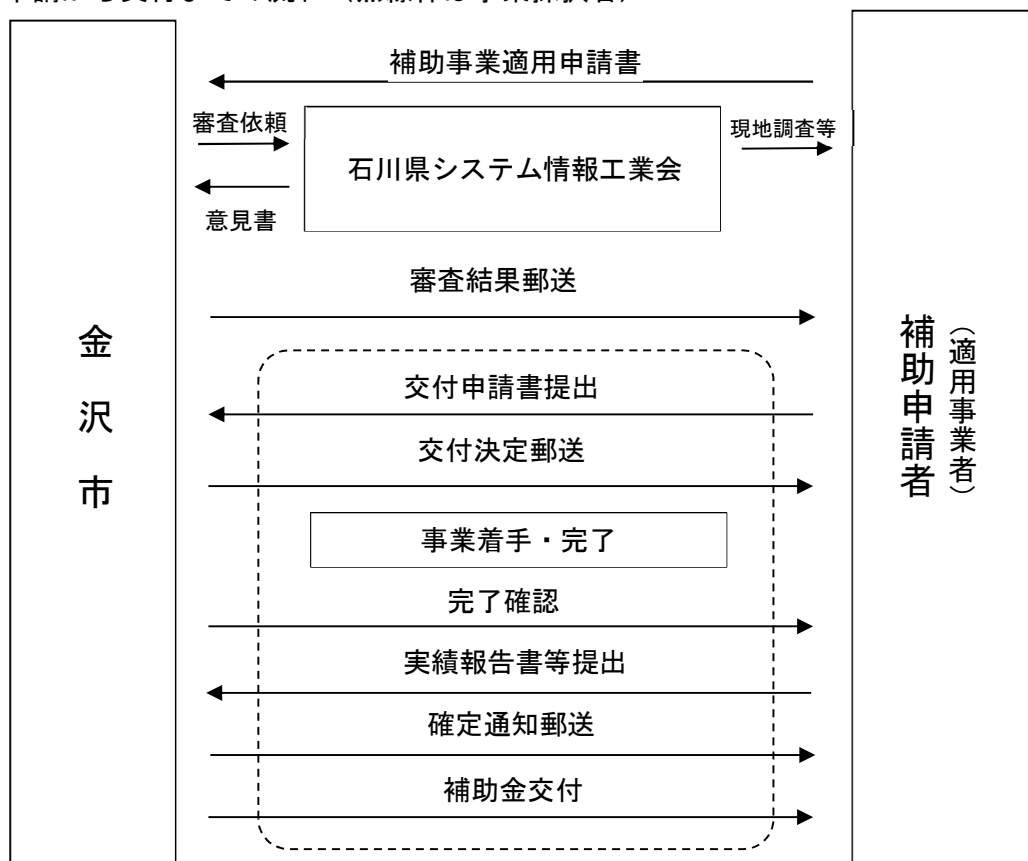
※ 補助対象経費は以下のすべてに当てはまるものとし、消費税を含みます。

- ア 本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって購入品、金額等が確認できるもの
- イ 交付決定日以降、補助期間終了までに要し、支払いが完了するもの
- ウ 企業又は代表者が支出したもの

※ 以下は補助対象外経費（補助対象とならない経費）とします。

- ア 従量料金制である費用
- イ 振込手数料、送料
- ウ その他上記補助対象経費に該当しない経費

5. 補助金申請から交付までの流れ（点線枠は事業採択者）



(1) 申請方法

以下の書類を金沢市 経済局 産業政策課あて提出してください。

- ① 補助事業適用申請書 (正本1部、副本3部)
※様式第1号及び別紙を提出してください。
- ② 企業案内・パンフレット (正本1部、副本3部)
- ③ 定款 (正本1部)
※個人事業主の場合は、確定申告書(第1表)、納税証明書の写し等、事業を行っていることが示されている書面を提出してください。
- ④ 登記事項証明書 (正本1部)
※提出日より3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。
※個人事業主の場合は、確定申告書(第1表)、納税証明書の写し等、事業を行っていることが示されている書面を提出してください。
- ⑤ 財務諸表 (正本1部)
※直近2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表を提出してください。
- ⑥ 市税滞納有無調査承諾書 (正本1部)

(2) 審査方法・審査基準等

① 審査方法

補助申請事業者が適用申請書を提出後、一般社団法人石川県情報システム工業会内のPRA石川推進フォーラム又はLPWA研究会が現地調査等を行い、当団体から提出される意見書に基づいて補助事業の適用の可否を決定します。なお、RPA等導入事業については、以下の基準に基づき、先駆的な取り組みであるかどうかを審査いたします。

基準		内容
ア	自立性	・導入の目的が、自社の課題として具体的・客観的に評価されたものとなっているか。 ・自社が主体的に自立し、将来的に行政からの補助金等に頼らず、自走していくことが可能か。
イ	将来性	・導入により収益の改善が見込まれ、事業継続の見込みがあるか。 ・導入により生産性の向上や省力化につながる事が確実であり、従業員や顧客等が享受するメリットがあるか。
ウ	新規性	・業界の状況や特徴を踏まえ、これまでにない新たな製品や商品・技術・サービスにつながるものか。 ・類似した内容であっても、ニーズや地域の実情に合わせて新しい視点から先行的に取り組んでいるか。
エ	地域連携	・地場の企業や関係団体と連携することで、地域経済の活性化に資することが期待できるか。
オ	業績評価指標	・導入前と導入後を比較した売上高や費用など、数値目標が適切に設定されているか。 ・数値目標が、継続的であり客観的な評価となっているか。

② 審査結果

審査結果を申請者あて郵送で通知します。

(3) 交付決定等

- ① 適用となった補助事業者は、審査結果通知後 15 日以内に交付申請書を提出してください。
- ② 交付申請書を精査後、交付決定通知書を送付します。

また、交付決定後、事業総額又は各項目の経費が 2 割以上変更若しくは事業内容の変更（軽微な変更は除く）となる場合には、事前の承認（変更承認申請書の提出）が必要です。

(4) 実績報告書

補助申請者は、事業期間終了後 15 日以内に実績報告書、実施内容説明書、請求書・領収書（写し）、請求書を金沢市あてに提出してください。

審査後、確定通知書を郵送し、交付手続に入ります。確定通知書郵送後、概ね 1 か月程度でお振り込みします。

6. その他

- (1) 事業終了後 5 年間は、補助事業により取得した機械等の財産等は保管しなければなりません。
- (2) 事業終了後、訪問等により事業の経過確認を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。
- (3) 適用申請書以外の書式については、その都度送付します。

【お申込み・お問い合わせ先】

〒920-8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市 経済局 産業政策課

TEL : (076) 220-2204 FAX : (076) 260-7191

Mail : sansei@city.kanazawa.lg.jp

URL : <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/17021/shinsangyo.html>